

# 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

平成19年7月18日

議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する第130条第3項の規定に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 一般席において会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を一般傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 団体会議を傍聴しようとする場合においては、その代表者又は責任者が、団体の名称及び所在地、当該代表者又は責任者の氏名並びに傍聴人員を一般傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者は、報道受付簿に記入しなければならない。

(傍聴証の交付及び返還)

第4条 傍聴証は、前条第1項及び第2項により傍聴しようとする者に対して、交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、交付を受けた当該会議の日に限り傍聴することができる。

3 傍聴証の交付を受けた者は、当該会議が終わったときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、30人とする。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。